

船舶事故調査報告書

平成27年11月19日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	遊泳者負傷
発生日時	平成26年9月3日 16時50分ごろ
発生場所	福井県美浜町弁天岬北方沖 <small>ふなとせし</small> 舟通埼灯台から真方位163° 1.7海里（M）付近 （概位 北緯35°40.53′ 東経135°58.01′）
事故調査の経過	平成26年9月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	水上オートバイ スマイル9号、0.1トン 250-56472大阪、個人所有 2.71m (Lr) × 1.07m × 0.43m、FRP ガソリン機関、75.00kW、平成25年8月
乗組員等に関する情報	船長 男性 51歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成22年7月2日 免許証交付日 平成22年7月2日 （平成27年7月1日まで有効） 遊泳者 男性 47歳
死傷者等	軽傷 1人（遊泳者）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、友人1人を乗せ、トーイングロープでウェイクボードに乗ったウェイクボーダー <small>たけなみ</small> を引いて美浜町竹波の砂浜を出発した。 船長は、弁天岬北方沖を約25km/hの対地速力で北東進中、平成26年9月3日16時50分ごろ、船底に衝撃を感じて遊泳者の存在に気付き、遊泳者に接触したことを知った。 遊泳者は、弁天岬北方沖を黒色のウェットスーツを着用し、無帽で、水中眼鏡、シュノーケルを装着して魚などを鑑賞しながら、頭を水面下にして北に向かって泳いでいたところ、頭部に衝撃を感じた。 船長は、遊泳者の頭部から出血しているのを認め、本船に遊泳者を乗せて浜辺に送り、浜辺から駐車場にいる遊泳者の知人の所まで付き添った。

	<p>遊泳者は、知人が要請した救急車により病院に搬送され、頭部裂創と診断された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 南、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：波高 1m未満、潮汐 上げ潮の初期</p>
その他の事項	<p>船長は、海水浴のシーズンが終わり、美浜町のダイヤ浜海水浴場の遊泳区域を示すロープも外されていたので、遊泳者がいないものと思っていた。</p> <p>遊泳者は、水上オートバイが走っていることに気付いていたものの、岩の多い弁天岬付近で航行することはないと思っていた。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、弁天岬北方付近を北東進中、船長が、海水浴のシーズンが終わり、ダイヤ浜海水浴場の遊泳区域を示すロープも外されていたので、遊泳者がいないものと思い、船首方の見張りを適切に行っていなかったことから、遊泳者に気付かずに航行し、遊泳者に接触して遊泳者が負傷したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、弁天岬北方付近を北東進中、船長が、海水浴のシーズンが終わり、ダイヤ浜海水浴場の遊泳区域を示すロープも外されていたので、遊泳者がいないものと思い、船首方の見張りを適切に行っていなかったため、遊泳者に気付かずに航行し、遊泳者に接触したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常時適切な見張りを行い、特に海水浴場付近では、海面の見張りを厳重に行い、遊泳者を見落とさないようにすること。 ・ 遊泳者は、蛍光色等の目立つ色の水泳キャップをかぶる等自らの存在を示すことが望ましい。

付図1 事故発生場所概略図

